平成２７年（フ）第１８号
奈良県大和高田市大字根成柿380番地１　Ｂ224号室ネオシティ大和高田、前住所奈良県橿原市土橋町271番地の１　山崎ハイツ201
債務者　川村　　葵
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
奈良県宇陀市菟田野岩崎380番地の４
債務者　山本　鈴子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第３号
千葉県旭市椎名内2904番地　加瀬方
債務者　鈴木　保子（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第２９号
愛知県知立市長田３丁目26番地　エスポワール長田203号
債務者　石井　静子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
埼玉県深谷市東方町４丁目20番地16　メゾン・ド・ツバキ１．105号、旧住所埼玉県熊谷市東別府2423番地17
債務者　岡　　浩一
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第６号
千葉県山武郡九十九里町作田2052番地２
債務者　石田　知佳
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第５号
山口県山陽小野田市大字埴生2706番地１
債務者　今村ミチ子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第４６２１号
大阪府大東市北条５丁目６番29号、前住所大阪府岸和田市作才町1294番地　ら・ふれーず306号
債務者　西村　幹夫
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５９７号
大阪府箕面市牧落５丁目２番44号
債務者　村井　武雄
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０６号
大阪府東大阪市東石切町３丁目２番32号　ビスタ石きり303号
債務者　川谷　真美（旧姓吉年）
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８８号
大阪府八尾市東久宝寺３丁目３番15号、前住所大阪府八尾市八尾木６丁目２番地
債務者　山田　樹里
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３４号
大阪市福島区吉野５丁目11番29号　アトール203号
債務者　宮城　陽介
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５９号
大阪府高槻市宮之川原元町２番23号
債務者　岩井　有美
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０２号
大阪府茨木市総持寺台２－305、住民票上の住所大阪市北区長柄東３丁目３番５号
債務者　中川　智子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５４号
さいたま市浦和区本太１－30－６　コーポ浦和、住民票上の住所埼玉県蕨市北町４丁目６番24号　第２松風荘
債務者　矢部　幸子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
埼玉県戸田市美女木５丁目18番地の２　彩光荘102号室
債務者　井澤　一枝
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１６９号
埼玉県上尾市井戸木２丁目18番地15　ハウスフォルテ101
債務者　鈴木　貴宗
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係